

令和5年11月15日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅の使用料の支払に係る訴えの提起について

1 主旨

本件は、区営住宅の使用料の滞納に関し、合意書を取り交わしたが、支払いが履行されないため、専決処分を得たうえで元使用者及び連帯保証人を被告として、滞納使用料の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

2 これまでの経緯

平成26年3月 本件住宅へ入居。

平成27年4月 滞納が始まり、使用料の支払い及び滞納分の分割納付を進めるため、文書、電話、訪問による督促を行うが、滞納が繰り返された。

平成28年 世帯の収入が増えたことから使用料が上がることによる滞納額の高額化を防ぐため、文書、電話、訪問による督促を強化するとともに、連帯保証人に対しても、催告書を送付。その後、使用者と面談し、分納する意思確認を行うも、分納誓約書が提出されず滞納が繰り返された。

令和2年6月 分納が進まず、使用料の滞納が続くため、弁護士に対応を委任したところ、同年12月に使用者及び連帯保証人の連名で合意書を取り交わした。

令和3年3月 使用者が本件住宅を自主退去。

令和4年 合意書に基づく納付が履行されないため、分納誓約書を取り交わすが、履行されないため督促を継続した。

令和5年6月 再三の督促にも関わらず、合意書及び分納誓約書に基づく納付が履行されないため、訴訟の提起に向け、弁護士と協議を開始。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 元使用者 [REDACTED] 在住

連帯保証人 [REDACTED] 在住

訴えの要旨

- (1) 被告らは、原告に対し、滞納金1,320,000円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 専決処分・東京簡易裁判所へ訴訟を提起

2月 都市整備常任委員会（専決処分の報告）

第1回区議会定例会（専決処分の報告）